

岩手県告示第466号

地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

平成21年5月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
有限会社クイチロー石油	胆沢郡金ヶ崎町西根中江甫25番地の5	平成21年3月30日